

公共埼第617号

令和6年3月8日

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

貸付事業における地方公務員定年年齢引き上げへの対応について（通知）

地方公務員法改正に伴い、定年年齢が段階的に引き上げられることになりました。
貸付け償還中の方の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、周知くださ
るようお願いします。

記

（１）特定日以後の既貸付けの償還継続

既貸付けについては、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日（以下「特
定日」という。）以後、定年引上げ後の定年退職日までの間においても、貸付当
初から適用されている1回当たりの償還額及び償還期間のまま、償還が継続さ
れます。

（２）特定日以後の新規貸付け

特定日以後、定年引上げ後の定年退職日までの間にある者に対する新規貸付
けは、特定日より前と同様に可能です。

ただし、新規貸付けに用いる給料月額、給料月額を7割水準とする措置（以
下「7割措置」という。）が適用された後の額となります。

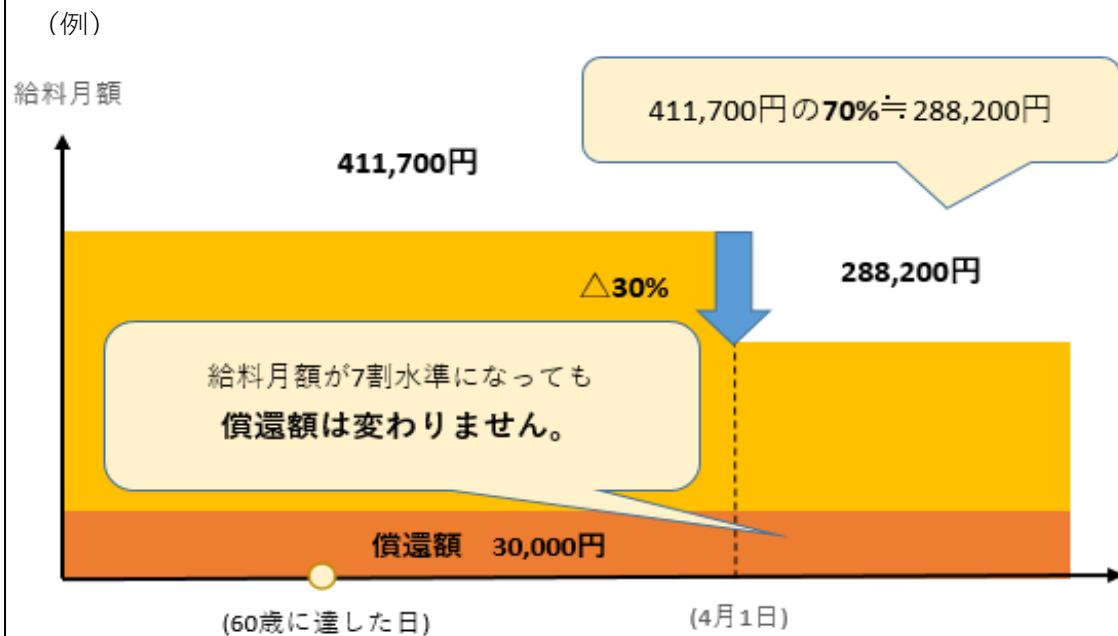
（３）既貸付けにおける1回当たり償還額に係る基準の超過

7割措置が適用され給料月額が下がることで、既貸付けについて、貸付規程第
14条に規定する1回当たりの償還額の基準である給料月額に対する10分の3
（毎月償還額）または10分の6（ボーナス償還額）の額を超過する可能性が
ありますが、そのまま償還が継続されます。

担 当 県教育局教育総務部福利課
貸付・ライフプラン担当

TEL 048（830）6701

定年引上げに伴って60歳以降も借入金の償還が続く方へ



地方公務員法の改正に伴い、令和5年4月から定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、当分の間、職員の給料月額が、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準となります。

当共済組合の貸付けを受けている方で、60歳以降も償還が続く場合、左図のとおり、給料月額が7割水準となりますが、**償還額は変わらず、給料等からの控除は継続されます**ので、ご注意ください。



繰上償還 制度をご存じですか？

償還中の借入金は、**一部または全部を繰り上げて償還**することが可能です。

一部繰上償還は、毎月償還のみの方は10万円から、ボーナス併用償還の方は20万円から1円単位で償還ができます。また、繰上償還後の償還回数はご希望の回数に減らすこともできます。回数を変更しない場合は月々の償還額が減額されます。

(例) 住宅貸付けを毎月償還のみで償還中の方が、100万円の一部繰上償還をする場合

元金：1,800万円 償還回数：354回 毎月償還額：60,579円 未償還元金：6,057,603円 未償還回数：100回

→月々の償還額を変更しないと償還回数は**約12回減**、償還回数を変更しないと毎月の償還額が**約7,000円減**

月々の償還額はこのままがいいから**償還回数を減らしたい**



償還回数はこのままにして**月々の償還額を減らしたい**

そんなときは「一部繰上シミュレーション」で実際に償還回数が何回減るのか、月々の償還額がどれくらい減るのかをご確認いただけます。

■公立学校共済組合HPトップページ→共済制度について→資金をかりる→貸付シミュレーション→一部繰上シミュレーション



繰上償還の受付時期や期限など手続きの詳細は、所属所担当者または所属している支部にお問い合わせください。

